

2016年度 関西学生女子ヨット選手権大会

大会期日 : 平成28年6月17日(金曜日)～平成27年6月19日(日曜日)
 開催地 : 新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜4-16-1)
 共同主催 : 関西学生ヨット連盟、兵庫県セーリング連盟
 協力 : 新西宮ヨットハーバー株式会社

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項(ただし、スナイプ級学連申し合わせ事項I.2は適用しない)』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
 『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予定時刻の60分前までに掲示される。

ただし、レース日程の変更は、発効する前日の19:00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、大会本部のポールに掲揚される。
- 4.2 音響1声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号はD旗掲揚後50分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない」ことを意味する。
- 4.3 予告信号予定時刻の50分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

5.1 レース日程とレース数

予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	国際470級	国際スナイプ級
6月18日(土)	4 レース	4 レース
6月19日(日)	4 レース	4 レース
合計	8 レース	8 レース

5.2 6月18日(土)には追加の1レースを実施することがある。

5.3 最初のスタートの予告信号の予定時刻

それぞれの日の国際470級の最初の予告信号の予定時刻は9:55とする。

スタートは、①国際470級、②国際スナイプ級の順にスタートすることし、それぞれのスタート時刻は、前のクラスのスタート後、実施可能となれば直ぐ行う。

但し、風速及びフリートの状況により順番を変更することもある。

5.4 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響信号とともに、オレンジ旗のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.5 6月19日(日)は、14:30を超えて予告信号を発しない。

5.6 ブリーフィング

6月18日(土)は8:15より、6月19日(日)は8:30より大会本部前にてブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	旗
国際470級	470旗
国際スナイプ級	スナイプ旗

7. レースエリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 トラペゾイド・コースのコースを示す文字は以下のとおりとする。(S = Start、F = Finish)
- (1) アウター・ループ
- 2 : S-1-2-3S/3P-2-3P-F ウィンドワード・レグが2回
○3 : S-1-2-3S/3P-2-3S/3P-2-3P-F ウィンドワード・レグが3回
- (2) インナー・ループ
- I 2 : S-1-4S/4P-1-2-3P-F ウィンドワード・レグが2回
I 3 : S-1-4S/4P-1-4S/4P-1-2-3P-F ウィンドワード・レグが3回
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇に帆走すべきコースを示す文字及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3S、3P、4S及び4Pは、オレンジ色の三角錐ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端に位置するレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置するオレンジ旗を掲揚したレース委員会艇とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則A4を変更している。
- 10.3 規則30.3の『セール番号』を『エントリー番号』に置き換える。これは規則30.3を変更している。規則30.3に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号艇のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 予告信号が発せられてない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。
艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。
ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には失格とされない。
これは規則26を変更している。
U旗が準備信号として掲揚された場合、規則29.1個別リコールは適用されない。これは規則29.1を変更している。
また、U旗ペナルティーの得点略語は、『UFD』とする。これは、規則A11を変更している。
- 10.6 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業を補佐するためにフィニッシュ・ラインの外側にレース委員会艇を配置することがある。

13. コースの短縮又は中止

レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14. ペナルティー方式

- 14.1 規則42違反に対し、付則Pが適用される。ただし、規則P1文中の『セール番号』は、『エントリー番号』と置換

える。これは規則P 1を変更している。

- 14.2 指示18. 1に違反した艇には、審問なしに、『PTP』と記載し、フィニッシュ順位+3点のペナルティーを違反が行われた直近のレースに課す。ただし、失格とされた艇より悪い得点が与えられることはない。
このペナルティーが課されるべきレースが成立せず帰着した場合は、ペナルティーは課されない。
これは規則63. 1及び規則A5を変更している。

15. タイム・リミットと目標時間

- 15.1 タイム・リミットと目標時間は次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	目標時間
国際470級	60分	20分	40分
国際スナイブ級	60分	20分	40分

マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止する。この項は規則32.1を変更している。目標時間通りにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

- 15.2 規則30.3及び指示10.5に違反しないで、先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則35、及びA4、A5を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内に陸上本部に提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後60分とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。
- 16.3 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会では抗議の通告を掲示する。
- 16.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 16.5 指示13.1に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示される。
- 16.6 審問の順序及び待機場所
(1) 審問は基本的に受付順に行う。
(2) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 16.7 指示10.4、18、19、20、21、22及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティー及びクラス規則違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.8 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。この項は規則66を変更している。
(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後20分以内。
- 16.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

17. 得点

- 17.1 大会が成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- 17.2 艇の得点は、完了したレースが4レース以下の場合はレース得点の合計とし、5レース以上完了した場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 17.3 参加艇数は、オープン参加艇及び招待艇を含むそのクラスに登録(受付)を済ませた艇の数とする。
- 17.4 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」、「DGM」)に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。
・規則2
・規則30.3の最後の文
・規則P2.2又はP2.3を適用する場合の規則42
・規則69.2(c)(2)
- 17.5 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は大会本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。

18. 安全規定

- 18.1 チェックインとチェックアウト
(1) 当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の50分前までに大会本部に用意した書式にヘルムスマン自らがサインした後 出艇しなければならない。
(2) 帰着した艇は、その日の抗議締切時間内に大会本部に用意した書式にヘルムスマン自らがサインをしなければならない。

ない。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

(3) リタイアした艇はできるだけ早くレース委員会（レース・コミッティー・ボート）に伝えなければならない。

(4) 新西宮ヨットハーバー以外から出艇する艇は、指示18.1(1)、(2)に関わらず、ヘルムスマンの代理人がサインすることにより出艇申告、帰着申告の手続きが完了したものとする。

18.2 レース委員会はレース艇が帆走不能もしくは危険な状態であると判断した場合は、リタイアを命ずることができる。

19. 乗員の交替と装備の交換

19.1 乗員の交替は、レース委員会の承認なしでは許可されない。

交替の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わねばならない。

19.2 損傷または紛失による装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。

交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

19.3 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、エントリー番号の貼付けは免除される。ただしその場合も、レース委員会がその艇に準備したエントリー番号以外のエントリー番号を貼付けていてはならない。

20. 装備と計測のチェック

20.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20.2 水上で艇は、レース委員会イクイップメント・インスペクター又はメジャーにより、検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこの指示に従わなければならない。

20.3 帰着後、陸上において指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21. 支援艇・応援艇

21.1 支援艇・応援艇を認める。

21.2 【添付図D】支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号からレース終了までの間レースエリアに入ってはならず、また、レース艇またはレース委員会艇（プロテスト委員会艇を含む）を妨げてはならない。

21.3 天候等の状況によりレース委員会から各支援艇にレース艇に対する救助要請等を行う場合は、レース委員会艇に数字旗8が掲揚されたことをもってその合図とする。

数字旗8がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。

21.4 支援艇は出艇から帰着するまでの間、主催者が用意したピンク旗を目立つように掲揚しなければならない。

ピンク旗はレース委員会で用意され、大会終了後、返却しなければならない。

21.5 支援艇は出艇・帰着申告をレース艇と同じ時間内に行わなければならない。

21.6 これらの要件に従わなかった場合は、レース委員会は違反した関連するレース艇に対し抗議することができる。

22. ごみの処分

22.1 ごみは支援艇・応援艇に渡してもよい。

22.2 支援艇・応援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に渡してもよい。

23. 賞

23.1 クラス別の第1位～第3位の艇に賞状を、また第1位の艇に賞品を与える。ただし、出走数が3艇以下の場合には、当該クラスの第1位の艇に賞状及び賞品を与える。

23.2 オープン参加艇・招待艇については賞の対象としない。

23.3 オープン参加艇・招待艇を除くクラス別の上位の艇を2016年度全日本学生女子ヨット選手権大会に推薦する。

24. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

【添付図A】 レース・エリア



【添付図B】 コース見取り図 (S=Start、F=Finish)

アウター・ループ

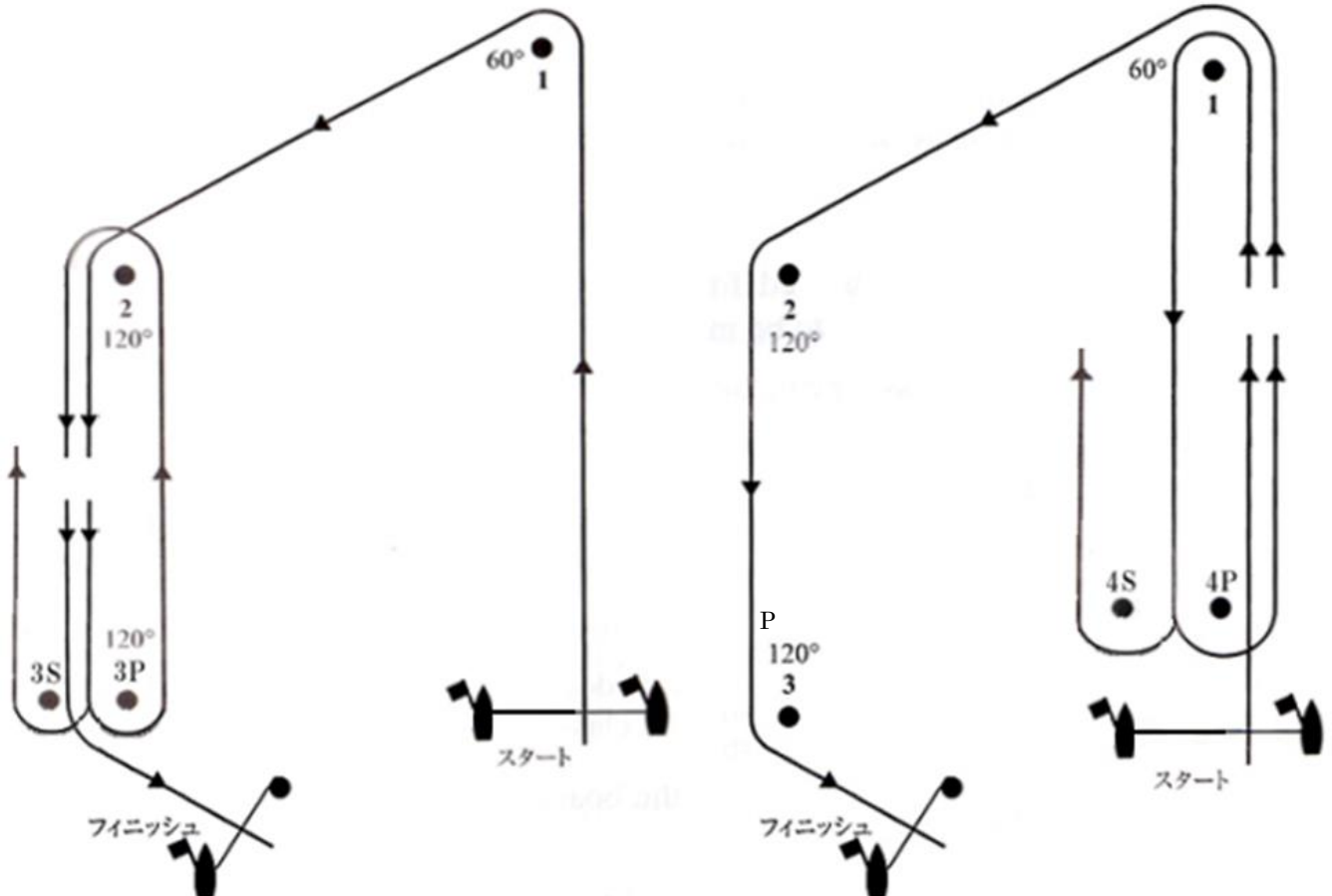
O2・・・S-1-2-3S/3P-2-3P-F

O3・・・S-1-2-3S/3P-2-3S/3P -2-3P-F

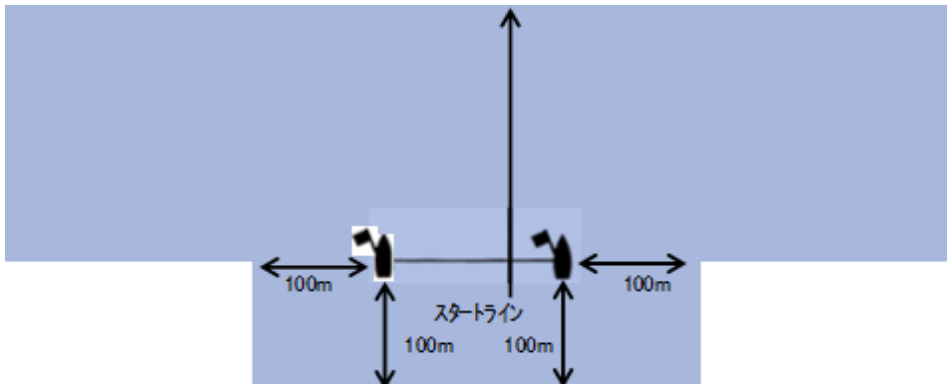
インナー・ループ

I2・・・S-1-4S/4P-1-2-3P-F

I3・・・S-1-4S/4P-1-4S/4P-1-2-3P-F



【添付図C】 指示10.4に規定する「スタート・エリア」



【添付図D】 指示21.2に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇・応援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

